

青森県報

号外第七十八号

平成十五年
八月六日
(水曜日)

目 次

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則……………	(人 事 課 ……
青森県立三沢航空科学館条例の施行期日を定める規則……………	(市 振 興 課 ……
青森県立三沢航空科学館規則……………	(同 課 ……
青森県財務規則の一部を改正する規則……………	(経 理 課 ……
人事委員会……………	

人事委員会規則七 一八二(平成十五年八月改正条例附則 第五項から第七項までの規定による失業者の退職手当)……………	(任用・給与 グループ ……
人事委員会規則七 一九(給料の調整額)の一部を改正す る規則……………	(同 ……

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六十七号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二の市町村振興課の項中第二十四号を第二十五号とし、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 三沢航空科学館に関すること。

第二十八条第三項中第二十三号を第二十四号とし、第一号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 三沢航空科学館

第三十八条第二項中「の各号」を削り、第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 県民税の配当割及び株式等譲渡所得割

第四十条第三項中「利子割」の下に「(青森県税事務所にあつては、県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割)」を加え、同条第四項中「第三十八条第二項第三号から第七号」を「第三十八条第二項第四号から第八号」に改める。

第六十七条第二項中「循環器内科」を削り、「呼吸器科」の下に「循環器科」を加える。

別表第六青森県防災会議の項中「十三人」を「十一人」に、「十四人」を「十五人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十一条の二の市町村振興課の項及び第二十八条第三項の改正規定は平成十五年八月八日から、第三十八条第二項並びに第四十条第三項及び第四項の改正規定は平成十六年一月一日から施行する。

青森県立三沢航空科学館条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十五年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六十八号

青森県立三沢航空科学館条例の施行期日を定める規則

青森県立三沢航空科学館条例(平成十五年三月青森県条例第一号)の施行期日は、平成十五年八月八日とする。

青森県立三沢航空科学館規則をここに公布する。

平成十五年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六十九号

青森県立三沢航空科学館規則

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県立三沢航空科学館条例(平成十五年三月青森県条例第一号)の規定により設置された青森県立三沢航空科学館(以下「航空科学館」という。)の管理に關し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第二条 航空科学館の開館時間は、午前十時から午後六時までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。

(休館日等)

第三条 航空科学館の休館日は、次のとおりとする。

一 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日)に当たるときは、その翌日)

二 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の休館日に開館し、又は同項の休館日以外の日に休館することができる。

(規則で定める航空科学資料)

第四条 青森県立三沢航空科学館条例別表第一号に規定する規則で定める航空科学資料は、ライブラリーに置く航空科学資料とする。

(使用の制限等)

第五条 知事は、航空科学館を使用する者(以下「使用者」という。)(が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使用者の航空科学館の使用を拒み、又はその使用を制限することができる。

一 他の使用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあるとき。

二 航空科学館の施設、設備等をき損し、若しくは汚損し、又はそれらのおそれがあるとき。

三 この規則に違反したとき。

(原状回復等)

第六条 使用者は、故意又は重大な過失により航空科学館の施設、設備等をき損し、又は汚損したときは、現状に復し、又は現品若しくはそれに相当する代価をもって弁償しなければならない。

附則

この規則は、平成十五年八月八日から施行する。

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七十号

青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第三項第二号中「県民福祉プラザ」を「三沢航空科学館、県民福祉プラザ」に改める。

第七十条第二項中「ただし」の下に「、青森県立三沢航空科学館条例(平成十五年三月青森県条例第一号)第三条第二項及び別表」を加える。

附則

この規則は、平成十五年八月八日から施行する。

人事委員会

人事委員会規則七 一八二(平成十五年八月改正条例附則第五項から第七項までの規定による失業者の退職手当)をここに公布する。

平成十五年八月六日

人事委員会規則七 一八二

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

平成十五年八月改正条例附則第五項から第七項までの規定による失業者の退職手当

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十五年八月青森県条例第五十四号。以下「改正条例」という。)附則第五項から第七項までの規定に基づき、失業者の退職手当の額等について定めるものとする。

(改正条例附則第五項に規定する失業者の退職手当の額)

第二条 改正条例附則第五項に規定する失業者の退職手当の額は、改正条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第十条の規定を適用したならば受けることとなる失業者の退職手当の額と改正条例附則第二項から第四項までの規定により受ける失業者の退職手当の額のいずれが多い額とする。

(失業者の退職手当の内払)

第三条 平成十五年五月一日から改正条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間に退職した職員に対して、平成十五年五月一日から施行日の前日までの間に改正前の職員の退職手当に関する条例第十条の規定により支払われた退職手当は、改正条例附則第五項の規定による失業者の退職手当の内払とみなす。

(改正条例附則第六項に規定する失業者の退職手当の額)

第四条 改正条例附則第六項後段に規定する失業者の退職手当の額は、改正条例附則第六項前段の規定を適用したならば受けることとなる失業者の退職手当の額と改正条例附則第二項から第四項までの規定により受ける失業者の退職手当の額のいずれが多い額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七 一九(給料の調整額)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年八月六日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 一九(給料の調整額)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一九(給料の調整額)の一部を次のように改正する。
別表第一の健康医療課の項中「健康医療課」を「薬務衛生課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七 一九(給料の調整額)の規定は、平成十四年四月一日から適用する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市古川一丁目一七番五
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭